

(3) 司法書士と取り組んだ授業・その1

～ 契約・悪質商法の授業から労働問題の授業へ～

(注：休憩時間中に、日司連作成教材DVD「多重債務に陥らないために」の上映)

伊見 最初は、井沼さんから、労働問題を題材とした授業の実践例です。さきほどのお話の中でも、若者が置かれている労働環境についてご発言がありました。そういったバックグラウンドから、労働問題の授業に取り組まれているかと思います。後半は、具体的な実践例と前半でお話いただいたことを結びつけながら、議論を進めていければと思っています。それでは、井沼さん、お願いします。

井沼 福泉高校で、小牧さんと一緒にコラボして作った授業を中心に、話をさせていただきます。事前資料「司法書士と学ぶ悪質商法」と、当日配布の資料で「2008年度現代社会 授業経過(1学期)」。これが、今年の1学期の僕の授業の流れですけど、5番目のところに「司法書士と学ぶ悪質商法」のこの授業がきています。それからもう一つ、「2007年度現代社会の報告」ということで、これは、3人の司法書士の方に来ていただいて、それぞれのクラスで入っていただいてやった授業の記録です。

最初は、高校生法律講座の授業の課題は何か観て欲しい、というところから始まった。どこでもやれる授業づくりをめざそうということで取り組みだしました。その結論が、全体講義式は捨てるということです。体育館で200人とか300人とかで話してくれという場合は、うまくいこうと思わないで捨てる。僕らが考えたのは、クラスという小さい世界の中で、教師と司法書士さんとで授業を作っていこうというのが出発点でした。流れを見ていただくと分かるんですが、基本は、僕の授業の中に法律家のゲストとして来ていただいて、専門的なアドバイスをいただくという形でやっています。

3年生の生徒たちですから、来年社会に出るということを意識して、社会人になったときに絶対にいるものは何か、全てそれに照準を合わせて授業をつくるようにしています。まず、働く若者の現実を見てもらったあと、契約クイズを使いながら、世の中は法律で動いているという部分の話をします。法律の知識をいくら覚えろといっても無理ですから、「法律感覚をみがく」というのを僕の授業のひとつのポイントにしています。難しいことではない「何かこの話、何かヘンとちがう」と思えたらそれでいい。ヘンやと思えることが大事、「この話は信じるに足るかどうか」、理屈でなくてもいいから、感覚で判断できるようになるというのが、まず出発点です。

もう一つは、4番の「悪質商法を調べよう」。今の生徒は、ネットとか、ネットがなくても携帯の検索機能で、すぐ検索する。悪質商法の名前を50個くらい書いた紙を渡して、どれでも一つ調べたら5点やろうとか言ってやる。そしたら、生徒は喜んで調べてくる。「先生この、はらの商法って何?」「それは「げんや(原野)商法やで!」とかね。(笑)読み方もわからなくても、とにかく調べてみ、面白いからって言ったら、「先生、絵ウリアンって、俺、初めて知ったよ」とかいろんな話がでてきて、結構喜んでやる。そうやって、いつも自分たちが使ってるツールが、調べることに役立つということ、分からなかったら感覚的に判断するだけでなく、そういうふうにならちょっと調べてみようかという経験も積み重ねながら、司法書士さんを迎えての悪質商法の勉強に入っていきます。今回使ったのはこの日司連のDVD。最初の10分、デート商法のところ。相談者が司法書士さんのところに行くと、司法書士さんが「どうしました?」って言う場面があるだけで、もう、司法書士さんの仕事の説明はいらない。今まで司法書士さんが長々と説明して、その間に生徒はバタバタと寝ていくこともあったんですけど、「ビデオに出てきた司法書士です」って言うだけで、「あっ、いい人なんや、この人、きっと」って見てくれるから、話にすぐ入れるんです。これ使って下さい。つかみはすごくラクです。2つ目のつかみは、「これ、悪質商法で何ていう商法か知ってる?」「これはデート商法。デートは“手”やで」ということで、引きつけられます。

司法書士会が作ってくれたたシナリオを、ちょっと手を入れて使ってます。就職商法

もありますし、実際に来てもらう前の時には、キャッチセールスのシナリオを使ってロールプレイをやらせてます。さきほど参加型の落とし穴について少し触れたんですけど。よくあるのは、クラスで勢いのある子、元気のいい子、面白い子を前に出させて「やってみい」とやらせたら、面白おかしくやって、みんなあははと笑って、それで司法書士さんに解説いれてもらって、なんとなく楽しい雰囲気です。「ああ、今日は参加型がよくできたね」と思うてしまうことがあるかと思うんですけど、それは本当は参加型じゃない。参加しているのはその二人だけで、あとは「観客」です。「おもろかった、あほやんなあ、あんなんでたまされて」と他人事なんです。僕はロールプレイをやる時には、必ず全員でやります。全員で2人ずつペアをつくらせて、面白おかしくできなくて棒読みでいいから、お互いに役割を決めて読む。読んで「どこでヘンと思った。どこでのせられそうになる？」という話をする。そしたら、おとなしい子、真面目な子からやんちゃな子、面白い子まで、みんな、俺やったらここやな、私はこんなんでたまされへんよって、それぞれ思いがある。僕は、参加型というのは、参加することが大事なのではなくて、当事者性を持つということが一番大事だと思う。当事者性を持つという目的さえつかめたら、別に面白おかしくなくてもいい。俺やったらこのときどうするかなということを考えさせたら、大成功。そういう感じで、法律感覚を、当事者性を大事にしながら育てていくというのを第一点にしています。

2つ目。就職商法のロールプレイをやりながら、雇用契約・労働契約というのは特別な契約なんやという話へつなげていくために（司法書士に）来ていただいた。悪質商法の被害にあう高校生が、確かにいます。実際、去年の生徒で、彼の携帯電話が鳴って「4万円すぐ払わんか」「何ですかそれ」というのが目の前でありました。彼にきいたら中学校のときにもそんなふうと言われて怖いから2万円程、お父さんが払ってくれた。今回は授業で、「こんな無視したらええんや」って、教えてくれたやないかって、「そんな覚えがないです。もし、クリックしたとしてもそれは間違いです」って、ちゃんと伝えてました。ワンクリック詐欺みたいなことが高校生の周りにも事実です。でも、高校生にとって、最も違法・無法状態は、やっぱりアルバイトです。こんなに違法・無法のところで働かされていたら、法律は「これが正しいはずだ」なんていうことはもう感覚として言えない。法律はそうかもしれないけれど世の中はこうやというのを、16、17、18才で身にしみてしまう子が多い。だから、僕は、徹底して労働基準法の勉強をしています。

アルバイト先から雇用契約書をもらっておいでという調べ学習をしました。もらってきた契約書をみんなで読みながら、これ有給休暇ないよねとか、弁護士さんに来てもらいながら、一緒に読み取るという授業もしています。司法書士さんとやった授業というのは、契約の話からたいい入るが、ぜひ司法書士さんをお願いしたいのは、契約を扱うなら、雇用契約・労働契約書、アルバイトの契約書を使った授業を教材化していただきたい。アルバイトの契約書をこう読む、あるいは、給与明細書をこう見るというのをやっていただくと、生徒にとってはすごくリアルなテーマになるかと思います。

3点目。これも司法書士さんの資料からいただいた（多重債務の）たくさん事例です。うちの学校の生徒だと1時間に2つくらいしか事例はできないんですけども。「会社の社長さんが、給料払えそうにないから、すまんけど駅前のサラ金で借りていってくれへんか。絶対、君らの分は返すからと言われた、さあどうする」という事例と、もう一つは「お父さんが心臓手術で急に入院や。で、サラ金からお金を借りちゃった」という話。そのときどうする、借金以外に方法は無かったかグループ討論をさせた。グループ討論しながら、どんなアイデアがあるかって話をした。司法書士さんが回ってくれて、「借りに行ってもいいけど、社長に一筆、絶対給料払うからというのをハンコ押させよう」とか、一生懸命考えた防衛策とか出てきました。そういうのを聞いて、司法書士さんも「そうそう、それよね」とか言いながら、自然と一緒に話しをしながら授業をやっていただけ。結論から言うと、「上から目線」で教えてやろうといくと、子どもは反発します。「お前らこんなことも知らなかったら、おとなになったら困るんやぞ、目線」で来られる司法書士さんは、申しわけないですけども、うまくいきません。普段、司法

書士さんはきっと、依頼者の方とか相談者の方に、そんな「上から目線」で話さないと思うんですよ。「サラ金でこんなに借りて多重債務なんです・・・」「あんたアホちゃうんか、ようそれで大人やってるなあ」なんて言わないでしょ。「なんでこの人こうなってしまったのかなあ。ああそうか、アホやと思うけど、でもこの人の良心はここにあったんやなあ。この気持ち分かるよな。この人が立ち直っていくためには、一緒に何ができるかな」と考えはるでしょう。そういう姿勢を、そのまま教室にもってきてくれたらいいんです。高校生だから未熟だから上から教えてやろうではなくて、「こんな事例、君らどう思う?」「ああ、なるほどいい意見やね」「そうやね、困るよね」。そういうときにこれを一緒に解決してくにはどうしたらいいかっていうのを、「僕らこんなふうにはやっているんや」と話してくれる。それだけで変わるんやないかなと思ってます。

昨年来られた司法書士さんが、生徒からとんちんかんな質問がいっぱい出て、詰まってしまった。その司法書士さんがエライなと思ったのは、「法律の専門家でも知らないこともいっぱいあるんです。わからないときは、一緒に考えます」って。それを言った瞬間に、生徒たちは「この人いいおとな」目線になっている。感想にも書きました。「司法書士さんて、何か、偉そうで、怖そうで、遠い人に思うけど、一緒に考えてくれるんなら、卒業してからも相談に行こうと思いました」。そのひとことを読んだときに、「これですよ、これ」って、僕は思いました。

当事者性を大事にするということ、それから、高校生に法律を教えるのなら労働の法律を教えないわけにはいかないということ。3つ目は、啓蒙とか予防は必要だと思うけど、同じ目線で、相談者や依頼者の方と接するような目線で生徒に接していただけたら、上手くいくんじゃないかなと思っています。

伊見

たいへん参考になったのではないかと思います。ややもすると、私も含めて、教室の中がわあっと盛り上がったことをもって、参加型の授業ができた満足して帰ることが多いと思いますが、いかにそれを当事者にひきつけて、当事者性を育てるのかという新しい視点。労働問題については、まだまだ司法書士の取り組みがされていない部分で、自信を持ってこの分野の授業をやっていけるんだろうかという不安を持っている方が、きっとこの中にもたくさんいると思うんですが、むしろ、子どもたちが必要としているのはこの分野なんだという重要なご指摘。3つ目。これも法教育と消費者教育という議論の中で、知識・情報の伝達は、私たちが本来やるべきものではないというようなとらえかたで議論を進めがちであったかと思いますが、知識や情報の伝達が必ずしもだめということではないということをお話しいただきました。